



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 京三製作所  
代表者名 取締役社長 西川 勉  
(コード番号 6742 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 執行役員総務部長 佐藤正平  
(TEL . 045 - 503 - 8100)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第141回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4章(取締役および取締役会)、第5章(監査役および監査役会)、第6章(会計監査人)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 新株予約権原簿の取り扱いについて明確にするため、現行定款第8条(名義書換代理人)につき所要の変更を行うものであります。
- (6) 株主総会の招集権者と議長に関し、現行定款第13条(招集権者及び議長)について所要の変更を行うものであります。
- (7) 取締役会の招集権者と議長に関し、現行定款第21条(取締役会及び監査役会の招集)について所要の変更を行うものであります。
- (8) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正、条文・章構成の整理、その他所要の変更を行うものであります。
- (10) 上記各変更に伴う章数および条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容 変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以上

## 別紙

〔定款変更の内容〕

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (商号) 当社は株式会社京三製作所と称し Kyosan Electric Manufacturing Co.,Ltd.と 英訳する。	第 1 条 (商号) 当社は、 <u>株式会社京三製作所と称し、英 文では Kyosan Electric Manufacturing Co.,Ltd.と表示する。</u>
第 2 条 (目的) (条文省略)	第 2 条 (目的) (現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) 当社は本店を横浜市に置く。 <u>但し、業務 の都合により便宜の地に事務所又は出張所を 置くことができる。</u>	第 3 条 (本店の所在地) 当社は、 <u>本店を横浜市に置く。</u>
第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は <u>東京都において発行する日 本経済新聞に掲載する。</u>	第 4 条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する 方法により行う。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 5 条 (会社が発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は16,000万株 とする。 <u>但し、株式消却が行われた場合には、 これに相当する株式数を減ずる。</u>	第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の <u>発行可能株式総数は、16,000万株 とする。</u>
第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の 規定により、取締役会の決議をもって自己株 式を買受けることができる。</u>	第 6 条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>取締役会の決議によって市場取 引等により自己の株式を取得することができ る。</u>
(新設)	第 7 条 (株券の発行) 当社は、 <u>株式に係る株券を発行する。</u>
第 7 条 (1単元の株式の数及び単元未満株券の 不発行) 当社の1単元の株式の数は1,000株とす る。 2. 当社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株 式(以下「単元未満株式」という。)に係わる 株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に 定めるところについてはこの限りでない。</u>	第 8 条 (単元株式数および単元未満株券の不発 行) 当社の <u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 2. 当社は、 <u>前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、 株式取扱規則に定めるところについてはこの 限りでない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条(単元未満株式についての権利)</u>  <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>  <u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p><u>第8条(名義書換代理人)</u>  当社は株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u><u>及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p><u>第10条(株主名簿管理人)</u>  当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p><u>第9条(株式の取扱規則)</u>  当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取り扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p><u>第11条(株式取扱規則)</u>  当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p><u>第10条(基準日)</u>  <u>毎営業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u><u>をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  2. <u>前項の他、必要ある場合は予め公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第11条（招集） 定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。	第12条（招集） 定時株主総会は毎事業年度の終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。
（新設）	第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
第12条（招集地） 株主総会は本店の所在地又は東京都に招集する。	第14条（招集地） 株主総会は本店の所在地または東京都に招集する。
第13条（招集権者及び議長） 株主総会は取締役会の決議に基づき取締役会長又は取締役社長が招集しその議長となる。 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは他の代表取締役がこれに代わる。	第15条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第14条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で決する。 2. 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。	第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第15条（議決権の代理行使） 株主は議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人はその代理権を証する書面を株主総会毎に会社に提出しなければならない。	第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第4章 取締役・監査役及び取締役会・監査役会 （新設）	第4章 取締役および取締役会
第16条（員数） 当会社に10名以内の取締役、4名以内の監査役を置く。	第18条（取締役会の設置） 当社は、取締役会を置く。
	第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、10名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第17条（選任）</u></p> <p><u>取締役及び監査役は株主総会において選任し、その決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p>	<p><u>第20条（取締役の選任方法）</u></p> <p><u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p><u>第18条（任期）</u></p> <p><u>取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の現任者の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p><u>補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p><u>第21条（取締役の任期）</u></p> <p><u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p><u>第19条（代表取締役及び役付取締役）</u></p> <p><u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、必要に応じて専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p><u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役は各自会社を代表する。</u></p>	<p><u>第22条（代表取締役および役付取締役）</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役会及び監査役会の招集）</p> <p>取締役会は取締役会長又は取締役社長が招集しその議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故あるときは他の代表取締役がこれに代わる。取締役会及び監査役会招集の通知は会日の少なくとも3日前に取締役会については各取締役・各監査役に対して、監査役会については各監査役に対してそれぞれ発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長がこれに代わる。</p> <p>3. 取締役会長、取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第22条（取締役会の決議方法）</p> <p>取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその過半数により決する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第25条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第23条（報酬）</p> <p>取締役及び監査役の報酬、退任慰労金並びに弔慰金は株主総会でこれを定める。</p>	<p>第26条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第24条（相談役、顧問）</p> <p>（条文省略）</p>	<p>第27条（相談役、顧問）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役・監査役及び取締役会・監査役会</p> <p>（新設）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条（監査役および監査役会の設置）</p> <p>当社は、監査役および監査役会を置く。</p>
<p>第16条（員数）</p> <p>（条文省略）</p>	<p>第29条（監査役の員数）</p> <p>当社の監査役は、4名以内とする。</p>
<p>第17条（選任）</p> <p>（条文省略）</p>	<p>第30条（監査役の選任方法）</p> <p>監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第18条（任期）</u> （条文省略）</p>	<p><u>第31条（監査役の任期）</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p><u>第20条（常勤監査役）</u> 監査役はその互選により、常勤の監査役を定める。</p>	<p><u>第32条（常勤監査役）</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p><u>第21条（取締役会及び監査役会の招集）</u> （条文省略）</p>	<p><u>第33条（監査役会の招集通知）</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p><u>第23条（報酬）</u> （条文省略）</p>	<p><u>第34条（監査役の報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第35条（会計監査人の設置）</u> 当社は、会計監査人を置く。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第36条（会計監査人の選任）</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第37条（会計監査人の任期）</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第38条（会計監査人の報酬等）</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 計算	第7章 計算
<p>第25条（営業年度）  <u>当社の営業年度は年1期とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。</u></p>	<p>第39条（事業年度）  <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>第26条（利益の配当）  <u>利益配当金は毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</u></p>	<p>第40条（期末配当金）  <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>
<p>第27条（中間配当）  <u>当社は取締役会の決議に基づき毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配をすることができる。</u></p>	<p>第41条（中間配当金）  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>
<p>第28条（配当金等の除斥期間）  <u>利益配当金及び中間配当金が支払い開始の日から満3年間を経過しても受領されないとき、当社は支払い義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第42条（期末配当金等の除斥期間）  <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年間を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>  <u>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上